

公 示

北海道運輸局公示第60号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、除雪等に使用される自動車を下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

ただし、平成15年10月1日付け北技技第400号（公示第23号）及び平成27年10月1日付け北技技第401号（公示第29号）により、現に自動車検査証の交付を受けている自動車にあっては、この公示にかかわらず、基準緩和の認定が失効するまでは、なお従前の例による。

令和3年2月1日

北海道運輸局長



記

1. 認定番号及び認定日

北技技第500号 令和3年2月1日

2. 対象となる自動車

- (1) 幅が4メートル以下の大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって、道路維持作業用自動車であるもの又は次の除雪用の装置を備えたもの
 - ①スノウプラウ
 - ②サイドウィング
 - ③ロータリー除雪装置
 - ④バケットを除くその他除雪用に使用する装置
- (2) 長さが14.5メートル以下、幅が5.5メートル以下の除雪用の装置を備えた自動車のうち積載量を有しない空港作業車
- (3) 長さが14メートル以下、幅が4メートル以下の除雪用の装置を備えた自動車のうち積載量を有しない自動車であって、上記(1)、(2)以外のもの
- (4) 長さが14メートル以下、幅が4メートル以下の除雪用の装置を備えた自動車であって、上記(1)、(2)、(3)以外のもの

3. 基準緩和を認定する条項

- (1) 上記2. (1)の自動車（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第2条第1項	(幅)	[002]
	第4条	(車両総重量)	[004]
	第4条の2第1項	(軸重)	[005]
	第4条の2第2項	(隣接軸重)	[056]
	第4条の2第3項	(輪荷重)	[006]
	第34条第3項	(車幅灯)	[030]
	【最外側からの取付位置及び取付高さに限る】		
	第37条第3項	(尾灯)	[034]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条の3第3項	(駐車灯)	[035]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第38条第3項	(後部反射器)	[036]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第39条第3項	(制動灯)	[037]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条第3項	(方向指示器)	[039]
	【最外側からの取付位置に限る】		

第41条第3項	(側面方向指示器)	[040]
	【前端からの取付位置に限る】	
第41条の3第3項	(非常点滅表示灯)	[041]
	【最外側からの取付位置に限る】	
第42条	(その他の灯火等の制限)	[042]
	【道路維持作業用自動車の除雪装置の側端に備えられた橙色の点滅する灯火であって、光度が300cd以下のものに限る】	

(2) 上記2. (2) の自動車 (緩和を要する条項に限る)

保安基準	第2条第1項	(長さ)	[001]
	第2条第1項	(幅)	[002]
	第4条	(車両総重量)	[004]
	第12条第1項	(衝突被害軽減制動制御装置)	[074]
		【車両前部に特殊な装備を有する自動車に限る】	
	第18条の2	(巻込防止装置等)	[018]
		【軸距間に除雪用の装置を備えた車両の巻込防止装置に限る】	
	第37条第3項	(尾灯)	[034]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第37条の3第3項	(駐車灯)	[035]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第38条第3項	(後部反射器)	[036]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第41条第3項	(方向指示器)	[039]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第41条の3第3項	(非常点滅表示灯)	[041]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第42条	(その他の灯火等の制限)	[042]
		【飛行場の制限区域内でのみ使用する点滅する灯火を備えなければならない旨の「飛行場の設置者等が証する書面」を有する自動車に限る】	
	第43条の6	(車線逸脱警報装置)	[073]
		【車両前部に特殊な装備を有する自動車に限る】	
	第44条第5項	(直前障害物確認鏡)	[045]
	第44条第5項	(直左障害物確認鏡)	[046]

(3) 上記2. (3) の自動車 (緩和を要する条項に限る)

保安基準	第2条第1項	(長さ)	[001]
	第2条第1項	(幅)	[002]
	第4条	(車両総重量)	[004]
	第12条第1項	(衝突被害軽減制動制御装置)	[074]
		【車両前部に特殊な装備を有する自動車に限る】	
	第18条の2	(巻込防止装置等)	[018]
		【軸距間に除雪用の装置を備えた車両の巻込防止装置に限る】	
	第37条第3項	(尾灯)	[034]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第37条の3第3項	(駐車灯)	[035]
		【最外側からの取付位置に限る】	

第38条第3項	(後部反射器)	[036]
	【最外側からの取付位置に限る】	
第41条第3項	(方向指示器)	[039]
	【最外側からの取付位置に限る】	
第41条の3第3項	(非常点滅表示灯)	[041]
	【最外側からの取付位置に限る】	
第42条	(その他の灯火等の制限)	[042]
	【道路維持作業用自動車の除雪装置の側端に備えられた橙色の点滅する灯火であって、光度が300cd以下のものに限る】	
第43条の6	(車線逸脱警報装置)	[073]
	【車両前部に特殊な装備を有する自動車に限る】	
第44条第5項	(直前障害物確認鏡)	[045]
第44条第5項	(直左障害物確認鏡)	[046]

(4) 上記2. (4) の自動車 (緩和を要する条項に限る)

保安基準	第2条第1項	(長さ)	[001]
	第2条第1項	(幅)	[002]
	第12条第1項	(衝突被害軽減制動制御装置)	[074]
		【車両前部に特殊な装備を有する自動車に限る】	
	第18条の2	(巻込防止装置等)	[018]
		【軸距間に除雪用の装置を備えた車両の巻込防止装置に限る】	
	第37条第3項	(尾灯)	[034]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第37条の3第3項	(駐車灯)	[035]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第38条第3項	(後部反射器)	[036]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第41条第3項	(方向指示器)	[039]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第41条の3第3項	(非常点滅表示灯)	[041]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第42条	(その他の灯火等の制限)	[042]
		【道路維持作業用自動車の除雪装置の側端に備えられた橙色の点滅する灯火であって、光度が300cd以下のものに限る】	
	第43条の6	(車線逸脱警報装置)	[073]
		【車両前部に特殊な装備を有する自動車に限る】	
	第44条第5項	(直前障害物確認鏡)	[045]
	第44条第5項	(直左障害物確認鏡)	[046]

4. 条件及び制限

(1) 保安基準第2条第1項 (長さ) の緩和を要する自動車

- ① 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。 [001]
 - ② 自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの付近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。 [071]
 - ③ 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 [091]
- 【最高速度が40キロメートル毎時を超える自動車に限る】

- (2) 保安基準第2条第1項(幅)の緩和を要する自動車
- ① 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [002]
 - ② 自動車の最外側附近の前面には橙色の灯火(光度300カンデラ以下)を、後面には黄色の灯火(光度300カンデラ以下)をそれぞれ備えること。
【車幅灯(最外側からの取付位置)及び尾灯の緩和を要する場合に限る】
 - ③ 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 [091]
【最高速度が40キロメートル毎時を超える自動車に限る】
- (3) 保安基準第4条(車両総重量)、第4条の2第1項(軸重)、第4条の2第2項(隣接軸重)、第4条の2第3項(輪荷重)の緩和を要する自動車
- ① 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。 [004]
【車両総重量の緩和を要する自動車に限る】
 - ② 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。 [005]
【軸重の緩和を要する自動車に限る】
 - ③ 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。 [095]
【隣接軸重の緩和を要する自動車に限る】
 - ④ 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。 [006]
【輪荷重の緩和を要する自動車に限る】
 - ⑤ 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 [091]
【最高速度が40キロメートル毎時を超える自動車に限る】
- (4) 保安基準第12条第1項(衝突被害軽減制動制御装置)、第43条の6(車線逸脱警報装置)の緩和を要する自動車
- ① 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。 [130]
 - ② 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 [132]
 - ③ 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 [091]
【最高速度が40キロメートル毎時を超える自動車に限る】
- (5) 保安基準第42条(その他の灯火等の制限)の緩和を要する自動車
- ・道路維持作業用自動車の除雪装置の側端に備えられた光度が300cd以下の橙色の点滅する灯火
 - ① 橙色の点滅灯火の点灯は、除雪作業時に限る。 [-]
 - ・飛行場の制限区域内のみで使用する点滅する灯火
 - ① 黄色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。 [134]
 - ② 飛行場の設置者等からの有効な証明書を有しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取り消しを申請すること。 [135]